相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市小町二丁目二八番地、最後の住所神奈川県鎌倉市鎌倉山一丁目二三番一号林間病院　被相続人　亡　桐ケ谷満佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市久世里ノ西一四五番地二四、最後の住所京都市左京区上高野東山六三番地宝嶺山荘二〇二

被相続人　亡　相原マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

京都市中京区河原町二条南西角　河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊山　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山市船所一三七番地、最後の住所京都市北区紫野北舟岡町一三番地

被相続人　亡　楠見　信貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地　弘希ビル三階　弘希総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　辻村　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区立売堀三丁目四六番地、最後の住所大阪府枚方市東牧野町二〇番八号

被相続人　亡　髙畑　博人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市大日町四丁目五一番地、最後の住所大阪府守口市大日町四丁目八番一一号

被相続人　亡　松井隆二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階

相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市八本松東二丁目一五四番地、最後の住所広島県東広島市八本松東二丁目四番二号

被相続人　亡　本藤　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所広島市中区白島北町三―一四　兒玉会計ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市東新町一丁目八番地二、最後の住所熊本県玉名郡南関町大字長山二三〇九番地九

被相続人　亡　山口　裕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所熊本県玉名郡南関町大字関町一二三五番地Kアパート一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　柏村　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字大貞三七一番地三五の八、最後の住所大分県中津市大字大貞三七一番地三五の三　被相続人　亡　木崎　義克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

大分県中津市姫路町一二三四番地

相続財産管理人　司法書士　奥塚　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市三光小袋一五〇番地、最後の住所愛知県常滑市小倉町七丁目一番地の一メゾン新美一〇二　被相続人　亡　小袋　安彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

大分県中津市姫路町一二三四番地

相続財産管理人　司法書士　奥塚　英一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年三月十七日

一、墳墓等所在地　石川県小松市漆町一〇六番地

一、墳墓等の名称　漆町共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　石川県小松市漆町イ八六番地　漆町町内会長　北川　辰夫

債権申出の催告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

東京都世田谷区桜二丁目四番一―一三四号

株式会社ベリテ規約型確定給付企業年金

清算人　國井　正

第47期決算公告　平成26年3月17日

千葉県山武市松ヶ谷口2687番地

立川機工株式会社

代表取締役　笹川　健一

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,280,866
	固定資産	806,999
	合計	3,087,865
負純資債及産の部び	流動負債	1,677,039
	固定負債	28,245
	資本金	1,382,580
	剰余金	300,000
	資本準備金	133,186
	（資本剰余金）	(133,186)
	利益準備金	949,393
	（利益剰余金）	(52,735)
	（その他利益剰余金）	(896,658)
	（うち当期純利益）	(133,773)
	合計	3,087,865

第46期決算公告

平成26年2月20日

東京都練馬区北町2丁目38番15号

大宏興業株式会社

代表取締役　大木　誠治

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	41,520
	固定資産	1,804,102
	繰延資産	1,200
	合計	1,846,822
負純資債及産の部び	流動負債	194,475
	固定負債	600,341
	資本金	1,052,006
	剰余金	42,000
	資本準備金	1,010,006
	（利益剰余金）	(3,000)
	（その他利益剰余金）	(1,007,006)
	合計	1,846,822

（注）当期純利益　39,716千円